

函館市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、観光コンベンション部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年5月27日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

平成25年度 定期監査結果報告書（観光コンベンション部）

1 監査の対象部局

観光コンベンション部

2 監査の対象

財務監査

平成25年4月1日から平成25年11月30日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成26年1月10日から平成26年4月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

(1) 全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては，歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿，支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に執行されていた。

イ 庶務的事務について

庶務的事務においては，出勤簿，休暇承認簿，時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては，観光資源創出経費を対象とし，支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果，国内観光客受入環境整備事業に

おける「まちあるきイベントてくてくはこだて実施業務」の委託について、受託者は自主事業として参加者から参加費を徴収し、これを財源として傷害保険料や参加グッズの費用に充当していたところである。

当事業については、市が契約書および業務要領において「イベントの企画および運営管理」等を受託者に業務委託しているものであるが、上記記載の受託者による自主事業は、市の本来事業としてのイベントの企画・管理を構成するものであり、特に傷害保険などは事業主体である市において経費支出を含め責任を負うべきものとする。

また、本来市が行うべき事業と受託者が行うべき自主事業が契約書等に記載されておらず、何をもって自主事業とするのか不明瞭なことに問題があると思料されることから、事業内容について精査するとともに、適切な事務処理に努められたい。